



薬発第1028号

昭和47年10月16日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする
有効成分等の範囲について一その4（通知）

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月
16日付薬発第1179号をもつて通知したところ
であるが、同通知に基づき下記に該当する品目について、
その資料を昭和48年1月31日までに提出するよう
貴管下関係業者に周知徹底方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成
分を含有するもの。ただし、外用剤を除く。

別記

ノ 精神神経用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) トリフルペリドール

ハロペリドール

フロロピバマイド

(2) アザサイクロノール

(3) カルピブラミン

テトラベナジン

(4) アセチルフエネトライド

エチルフエナセミド

フエナセミド

(5) エチルフエニルヒダントイン

ジフエニルヒダントイン

メフエニトイン

(6) メサルピタール

メフオバルピタール

(7) エトサクシミド

カルバマゼピン

ガンマアミノベータヒドロキシ酪酸

スルチアム

トリメタジオン

プリミドン

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を
標榜するものを含む。

2 ビタミン等代謝性製剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) アスコルビン酸

(2) パンテチン

パントチン酸

パントテニールアルコール

(3) ニコチン酸

ニコチン酸アミド

(4) 葉酸

3 抗菌製剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) アセチルスルファフェナゾール

アセチルスルフィソキサゾール

アセチルスルフィソメゾール

アセトスルファミン

キシロイルスルファミン

スルファグアニジン

スルファジアジン

スルファジメトキシシン

スルファチアゾール

スルファピリジン

スルファフェナゾール

スルファミン

スルファメサジン

スルファメチゾール

スルファメトキシピリタジン

スルファメトピラジン

スルファメトミジン

スルファメラジン

スルファモノメトキシシン

スルファイソキサゾール

スルファイソミジン

スルファイソメゾール

フタリルスルファチアゾール

ホモスルファミン

(2) カナマイシン

ストレプトマイシン

ジヒドロストレプトマイシン

ジヒドロデオキシストレプトマイシン